

保護者のみなさんへ

稲城市子ども福祉部子育て支援課

## 令和5年度 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金のお知らせ

稲城市では、幼稚園及び認定こども園の教育機能部分に在籍している園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として補助金を交付しています。

### 対象者

次の2つの項目にすべて該当する保護者が対象となります。

1. 私立の幼稚園又は特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園等）の教育機能部分に3・4・5歳児の幼児を通園させ、保育料を納入した保護者（3歳児には、満3歳の誕生日以降に入園された幼児も含みます。満3歳児クラスを実施している園のみ対象です。プレ保育は含みません。）
2. 稲城市に住民登録している園児と同一の世帯に属し、保育料を納入する義務を負っている保護者（単身赴任者のように、実際には居住が別の場合でも、経済的に一体性がある場合は同一世帯として取り扱います。）

### 提出先・提出期限

通園先	提出先	提出期限
市内幼稚園・認定こども園及び一部の市外幼稚園・認定こども園	通園している幼稚園・認定こども園または子育て支援課保育・幼稚園係 平尾・若葉台出張所	幼稚園が指定した期日 (市役所への提出の場合は 下に同じ)
市外幼稚園・認定こども園	子育て支援課保育・幼稚園係 平尾・若葉台出張所	<u>令和5年7月14日</u>

※ 途中入園・転入等による追加申請の最終締切日は、令和6年3月1日となります。

それ以降の申請は受付できませんのでご注意ください。

※ 証明書を添付する際は、封筒等に入れて申請書裏面ののりづけ欄にホッチキスでとめて提出しても構いません。

※ 幼稚園に提出される方で申請書の口座記入欄に口座の記入を希望しない方は、P. 2の用紙に口座を記入の上、封筒等に入れて申請書裏面ののりづけ欄にホッチキスでとめて提出しても構いません。

※ 子育て支援課保育・幼稚園係に提出される方は、郵送でも受付可能です。

※ 出張所では、書類の確認等はできません。

# 提出書類

## 1. 稲城市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書

(裏面も記入欄あり)

※ 世帯につき1枚作成してください。

## 2. 税書類 (下記により【提出書類】をご確認ください。)

補助金の算出について必要な課税情報は下記のとおりとなります。

- ・4月～8月利用分：利用前年度(令和4年度)市区町村民税所得割課税額
- ・9月～翌年3月利用分：利用年度(令和5年度)市区町村民税所得割課税額

令和4年1月1日時点(A)及び令和5年1月1日時点(B)のいずれの時点でも市内在住の方は【提出書類】は必要ありませんが、(A)(B)いずれかの時点で市外在住であった方は稲城市で税情報が確認できませんので、(A)時点で稲城市外在住の方は利用前年度の下記【提出書類】、(B)の時点で稲城市外在住の方は利用年度の下記【提出書類】が必要となります。なお、転入者の方であっても、保育所・保育ママ等利用申込手続きにおいて下記【提出書類】のいずれかを子育て支援課へ提出済みであれば書類の提出の必要はありません。

**【提出書類】** (下記ア～ウのうちいずれかを提出してください。)

※ 配偶者が無職の場合で、ア～ウの書類に配偶者控除が明記されていない場合には、配偶者の方の「ウ」の非課税証明書も提出してください。

**ア. N年度市区町村民税・都民税特別徴収税額通知書 (写し可)**

※ 会社員の方など毎月の給料から市区町村民税を引かれている方  
(N年度の通知書はN年6月頃、勤め先から渡されます。)

**イ. N年度市区町村民税・都民税納税通知書 (写し可)**

※ 自営業など「市区町村民税・都民税納税通知書」により市区町村民税を納めている方。  
(N年度の通知書はN年6月頃、N年1月1日時点の居住地の市役所から送付されます。)

**ウ. N年度市区町村民税・都民税課税(非課税)証明書 (写し可)**

※ N年度の証明書は、N年1月1日時点の居住地の市役所の課税担当課が発行します。(手数料・認印が必要)

※ 市区町村民税所得割課税額の確認について

審査では、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る) 全員の所得割額を合算した額を算定基準額とします(経済的に一体性のある単身赴任者も同一世帯として取り扱います)。

----- 切り取り -----

口座内容	振込先 金融機関	(フリガナ) ( ) 銀行・信金・農協 支店							
	銀行コード				店番			預金種別	1 普通 2 当座
	口座番号							(フリガナ) ( ) 名義	

※ 幼稚園に提出される方で申請書の口座記入欄に口座の記入を希望しない方は、上記の用紙に口座を記入の上、封筒等に入れて申請書裏面ののりづけ欄にホッチキスでとめて提出しても構いません。

## 補助金額算出にあたっての注意点

※令和5年10月から、0～2歳の第2子保育料の無償化が東京都において検討されていることに伴い、当補助金の多子計算の方法の変更が見込まれています。詳細につきましては、決定次第稲城市HPにてお知らせします。

### 1. 補助金算出に必要な市区町村民税所得割課税額について

補助金の算出について必要な課税情報は下記のとおりとなります。

- ・ 4月～8月利用分 : 利用前年度市区町村民税所得割課税額
- ・ 9月～翌年3月利用分 : 利用年度市区町村民税所得割課税額

### 2. 住宅借入金等特別税額控除（ローン控除）等の取り扱いについて

補助金支給対象者の公正を図るために、当補助金における市区町村民税所得割課税額（算定基準額）については、税額控除前所得割額（調整控除を除く）とします。

### 3. 海外から転入されてきた方について

海外からの転入により、市区町村民税所得割課税額が表示された証明書の提出が不可能な方は、給与証明書等の提出をお願いいたします。

詳細は子育て支援課保育・幼稚園係までお問い合わせください。

### 4. 第2子以降の優遇措置が適用される場合について

多子世帯の保護者の負担軽減を図るために、以下に該当する場合は第2子以降の補助単価を適用します。

- ・ 補助対象園児に小学校1～3年生の兄または姉がいる場合
- ・ 補助対象園児の兄・姉が以下の施設に在籍している、又は利用している場合
  - ①認可幼稚園
  - ②特別支援学校幼稚部
  - ③認可保育所
  - ④認定こども園
  - ⑤児童心理治療施設
  - ⑥児童発達支援又は医療型児童発達支援
  - ⑦地域型保育事業（家庭的保育事業等）
  - ⑧幼稚園類似の幼児施設（東京都が指定。）
  - ⑨東京都認証保育所

※ 上記に当てはまる場合は、申請書の世帯状況欄に、施設名を必ずご記入ください。

※ ②、⑤、⑥、⑧にあてはまる場合は、在籍を証明する書類（受給者証含む）を添付してください。

## 5. 多子世帯における保護者負担軽減の拡充（課税額が一定額以下の場合）

市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯については、4.の多子計算に係る年齢制限（小学校3年生まで）がありません。ただし、生計を一にする者に限ります。

<保護者と生計を一とする対象者>

- ① 児童手当受給にあたり、同一生計と認定されている者
- ② 地方税算定における扶養親族として同一生計と認定されている者
- ③ 健康保険等において、同一生計と認定されている者（提出書類あり）
- ④ 勤務、修学、療養等の都合上別居している場合で、同一生計の者（提出書類あり）
  - ・③、④は書類提出が必要なため詳細は子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係までお問い合わせください。

## 6. ひとり親世帯等（注1）の保護者負担軽減の特例（課税額が一定額以下の場合）

市民税の所得割課税額が77,100円以下のひとり親世帯等については、補助額が増額します。

（注1）ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と生計を一とする世帯に属する者が以下に該当する世帯とします。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方。
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ③ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
- ⑥ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る。）

上記②から⑥に当てはまる方の場合は、それを証明する書類として申請書のほかに手帳等の写しの提出が必要です。詳細は子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係までお問い合わせください。

## 7. その他

- ・ 離婚等による家族状況の変更があった際には、その旨子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係までご連絡をお願いいたします。
- ・ 生活保護法の規定により保護を受けている世帯の方は、福祉事務所の長の証明書（保護受給証明書）をもって、課税（非課税）証明書に代えることができます。
- ・ 制度の詳細は稲城市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱で定めております。
- ・ 4.～6.の軽減措置が適用されると思われる方で、軽減措置が適用されていない方は別途申出が必要です。

問い合わせ先 稲城市子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係  
〒206-8601 稲城市東長沼2-1-11 番地  
電話 042-378-2111(内線 233・234)

# 補助金額について

## 1. 支払予定日

- ・ 4月～8月利用分：
  - 1 1月下旬頃（予定）に指定口座に振込（利用前年度市区町村民税所得割課税額に応じた補助額）
- ・ 9月利用分：
  - 振込時期が決まり次第市HPに掲載します。（利用前年度市区町村民税所得割課税額に応じた補助額）
- ・ 10月～翌年3月利用分：
  - 翌年度5月下旬頃（予定）に指定口座に振込（利用年度市区町村民税所得割課税額に応じた補助額）

## 2. 補助金額表

補助金額は納付すべき市区町村民税の所得割額課税額に応じ、別表のとおりとなります。

### 別表 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 (月額上限額)

区分	対象基準	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	6,200円	6,200円	6,200円
	市民税所得割が非課税世帯【ひとり親世帯等】			
2	市民税所得割が非課税世帯	3,200円	6,200円	6,200円
	市民税所得割額が77,100円以下の世帯【ひとり親世帯等】			
3	市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	1,800円	1,800円	6,200円
4	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,600円
5	市民税所得割額が256,300円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,000円
6	上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

※今年度の入園児には、入園準備金として表の額に加えて年額10,000円の補助を行います。

※税書類が必要な方で、申請時に税書類の提出がない場合は、表中の最低額での支給となります。

※上記の額は、東京都の要綱改正に伴い、変更する場合があります。

## ※令和5年10月から、0～2歳の第2子保育料の無償化が東京都において検

## 討されていることに伴い、当補助金の多子計算の方法の変更が見込まれていま

## す。詳細につきましては、決定次第稲城市HPにてお知らせします。

以下は令和5年度9月算定分までの注釈となります。

- (注1) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金は、今年度、保護者が実際に負担した入園料・保育料・特定負担額・その他納付金の合計額から子育てのための施設等利用給付(一般的な月額上限25,700円)を引いた額を上限として支払います。ただし、入園準備金は実際に支払った金額にかかわらず一律とします。  
対象経費の範囲は次のとおりとなり、世帯の市民税所得割額に応じて異なります。
- 《現行制度園》  
上記表の3～5区分の第1子、第2子及び6区分：入園料及び保育料  
上記表の1～2区分全ての子及び3～5区分の第3子以降：入園料及び保育料、その他納付金  
※入園料が対象となるのは東京都知事が認定する幼稚園類似の幼児施設の利用者のみ。
- 《新制度園》  
全世帯：特定負担額

(注2) ①幼稚園、②保育園、③認定こども園、④特別支援学校幼稚部、⑤児童心理治療施設通所部、⑥児童発達支援・医療型児童発達支援（就学前児童のみ）、⑦家庭的保育事業等又は⑧小学校（1～3年生）を利用する兄又は姉がいる場合、幼稚園通園児は第2子、第3子等の扱いとします。ただし、市民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限等を設けず、生計を一にする子は多子計算に含めることができます。

(注3) ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。

- ・ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法より配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- ・ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）